

令和6年9月19日開会
令和6年9月19日閉会

第788回湯川村農業委員会 定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 8 8 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 8 8 回湯川村農業委員会定例総会を令和 6 年 9 月 1 9 日湯川村役場に招集した。

1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（6 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠一郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
7 番	中 島 仁	1 0 番	渡 部 正 美
1 1 番	三 瓶 恵 美	1 2 番	吉 田 守
1 3 番	高 橋 勝 彦	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（1 人）

8 番	高 木 伸 也	9 番	鈴 木 明 美
-----	---------	-----	---------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員	大 場 祐 一	永 島 真 弓
-------	---------	---------

4. 本日の会議の案件

議案第 1 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

- 議 長 皆さん、おはようございます。暑さ寒さも彼岸までとは昔から言われますが、今日から彼岸の入りということでとても涼しい時期になりました。
- また、今年のお米の概算金の数字が出ました。世の中の物価高騰を反映した金額となっておりますので、何とか今年 1 俵でも 1 袋でも多く収穫していただきたいと思います。ここ 2、3 日雨予報ではありますが、気をもまず、怪我や事故などないように農作業に励んでいただきたいと思います。
- 先日、第 1 回目の農地相談会を実施しましたが、残念ながら相談者はおりませんでした。残り 3 回ありますし、農作業が終わりましたら相談にいらっしゃる方も増えてくると思いますので、よろしくお願いします。
- 議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員からは 8 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは 9 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 7 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。
- 只今より第 788 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日限りといたします。

議 長 日程第 2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に 2 番委員と 3 番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第 3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第 4、議案第 18 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 2 ページにより、議案第 18 号を朗読。続けて 3 ページ以降を別紙により説明。
整理番号 1 番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転
です。譲渡人については、■■■■の■■■■さん、譲受人は■■■■集落の■■■■
■■■■さんです。申請地は大字■■■■■■■■の畑 1 筆で、面積は■■■■㎡
です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土
地の引き渡し時期は、許可の日です。世帯員の農作業従事の状況は男性■■名、
女性■■名のうち農業従事者■■名であります。譲受人の経営面積は自作地合計で
■■■■㎡でございまして、遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農
地を利用しています。譲受人は、高齢ですが、同居する家族とともに常時農作
業に従事しております。また、農業機械については、耕運機 1 台を所有してお
ります。申請地の場所につきましては、4 ページに位置図、5 ページには公図
を添付しており赤色で塗られている部分でございまして。申請地の南側は譲受人
の宅地となっています。

続きまして整理番号 2 番について説明いたします。権利の種類につきましては
所有権移転です。譲渡人については、■■■■の■■■■さん、譲受人は■■■■集
落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■■■■■と■■■■の畑 2 筆で、
合計面積は■■■■㎡です。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の
日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。世帯員の農作業従事
の状況は男性■■名、女性■■名のうち農業従事者■■名、農業補助者が■■名であり
ます。譲受人の経営面積は自作地・借入地合計で■■■■㎡でございまして、
遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。譲受
人は、認定農業者であり、常時農作業に従事しております。また、農業機械に
ついては、トラクター 2 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台を所有しております。

申請地の場所につきましては、7 ページに位置図、8 ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。隣接している[REDACTED]は譲受人の畑であります。

議案第 18 号の案件につきまして、整理番号 1 番、2 番いずれも申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第 3 条第 2 項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して整理番号 1 番について現地調査委員からの報告をお願いします。

10 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 続きまして、整理番号 2 番について現地調査委員からの報告をお願いします。

10 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

14 番委員 譲渡人は同じ方なのに対価に差が出たのはなぜか。
事 務 局 今回の 2 件の売買について、譲渡人は同じ方ですが、譲受人がそれぞれ異なります。3 者で協議をしたわけではないので、それぞれで話し合いをした結果であります。また、売買の金額について農業委員会では介入できないこととなっておりますので、議案書の中にはあくまで参考として掲載しております。

譲渡人は遠方にお住まいのため、土地を無償でも処分したいというご意向がありましたが、[REDACTED]さんとの交渉の中では無償というわけにはいかないという話になったと聞いております。事務局として交渉の経過だけは確認しております。

15 番委員 対価はお互いに決めてもらって良いと思う。4 ページの航空写真を見ると遊休地らしき状況に見える。農地の状況についてお伺いしたい。

4 番委員 現地調査員として 8 番委員、10 番委員とともに農地を見てきました。まず、整理番号 1 番の農地は[REDACTED]さんの宅地を道路挟んで隣接しており、近くに水道・下水道も通っており、電柱も立っていました。柿の木が生えているため、雑草は生えていても日陰になっていることで草がそんなに繁茂していない状況でした。

一方、整理番号 2 番の農地は周りを農地に囲まれ、日当たりが良いために背丈ほどの草が生えてしまっておりました。その農地を耕作できるまでに復元するためには時間と手間がかかります。今すぐにでも作付けできるのであれば対価は考えた方がいいと思うが、何年も耕作していない復元の難しい農地であったため、無償となったのだと思います。

そのような農地の状況を踏まえて、金額に差が出たのだと思います。

15 番委員 状況が分からないままに了解できなかったので、確認させてもらった。

4 番委員 整理番号 2 番の農地は土地も悪く、うなるのも大変だという話もあった。

議 長 整理番号 1 番の農地は私たちも農地パトロールで何度か見に行ったことのある農地です。すぐもげる状態の柿の木が植えられていました。シルバーへ年に 2～3 回依頼して刈ってくださっていましたが、こちらにお住まいではないので、管理が大変だったと思います。両者納得の上で交渉が成立したようです。

15 番委員 柿の木は渋柿だったか。

4 番委員 みしらず柿だと思う。管理していないから状態は分からない。

議 長 その他、質疑はございませんか。

議 長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

11 番委員 議案第 18 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第 3 条第 2 項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第 18 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 18 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第 18 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 788 回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 18 号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和 6 年 9 月 19 日午前 9 時 30 分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年10月18日

湯川村農業委員会

会 長

2 番 委 員

3 番 委 員